外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案[≤分 分野	- 提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	その他(特記事 項) 追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
94	A 権限移譲		務の効率化 に向けた国と 都道府県が 行う事務の 見直し	して定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入る	送受信がなくなるほか、外務省から直接申請者に補正 依頼を行うことができる等のメリットが見込まれ、今後 の電子申請のスキームと比較して2日程度交付日数が 短縮され、旅券発給業務が効率化される。 居所申請が電子申請可能となることで、申請者にとっ ては現在必要とされている追加書類等の提出が不要と なるとともに、自分の希望する受取場所を選択できるようになり、利便性が向上する。	2、旅券法第21 条の3、旅券法	外務省	福県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田県、山田	市、岡山県、 山口県、熊本 市、沖縄県	ダウンロード申請書との2種類があり、それぞれの様式によって審査する点が異なる。これに更に電子申請が導入されるため、事務の煩雑化が想定され、全国で統一的な審査とすることは今後の旅券業務において必要であると考える。また作成日数においては、現行の日数でも窓口においては、「なぜそんなに時間がかかるのか?」「もっと早く作成することができるだろう!」との意見もたびたびあるため、国での集中作成方式の導入により、現行以上の日数に遅れが出ない、申請者への不利益とならない方策が必要と思われる。	昭和26年の旅券法成立以降、旅券事務の多くが都道府県知事に機関委任されてきたが、平成11年以降の地方分権推進においてその事務の多くは法定受託事務に位置づけられ、さらに平成16年の旅券法改正により事務処理特例制度に基づき都道府県から市町村への旅券事務の再委託を可能とするなど、地方分権及び住民サービス拡充を進めてきた経緯がある。これにより国内旅券事務所は都道府県及び市町村と併せて1238か所に及ぶ規模となっている。本年4月に公布された改正旅券法に基づき令和4年度から電子申請続き維持される予定であり、また、電子申請の場合であっても旅券を確実に本人に手交するため申請者に対する旅事前は合和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、変かの変付を可能とするシステム構築や制度設計を前提として配送交付の導入を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の中世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、安全かの変大を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の申請者が引き続き申請手議決定の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一般旅券の発給申請等について、令和4年度から電子申請を可能とするにあたり、可能な限りの事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつシステムの構築に引き続き地方自治体で実施することとしている。これらを踏まえれば、外務省における旅券の一括審査に移行することは現実的ではなく、申請者の利便性や行政効率の観点から、で電子申請導入後も旅券事務は引き続き地方自治体で実施することとは明確ないまが、外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえる。同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえる。同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえる。一層進めることにより、申請者の利便性向上を図り、もって我が国旅券の国際的な信頼性維持に努めていく。	必要性があるとのことだが、申請者の利便性や行政効率の観点から、必ずしも地方公共団体が旅券の一括審査を行う必然性はないと認識している。 例えば、審査については、紙申請は都道府県、電子申請は外務省が行い、また、交付については、窓口交付は都道府県、配送交付は外務省が行う、等の役割分担をすれば、申請者の利便性向上や事務の効率化と外務省回答の趣旨が両立すると考えられるため、ぜひ検討をお願いしたい。 上記により、「制度改正による効果」に記載したとおり、申請から交付までの日数が短縮される等申請者にとって利便性が高まるだけでなく、都道府県窓口業務の合理化に繋がると考える。

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体から 地方立団体からの音馬	提案募集検討専門部会からの主な	A to the second		対応方針の措置(検討)状況				
お所有からの第1次回告を踏まえた追加共同提案団体から の見解 地方六団体からの意見	再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
「全国知事会」	上組みを検討	同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏ま えつつ、システム開発等を通じて、旅券事務のデジタル化等を進	(1) 旅券法(昭26法267) (i) 一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、 令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理 特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当 該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方 公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請に	通知	令和5年1月24日等	毎月の都道府県との意見交換会で得られた意見をもとに、地方自治体の事務負担の軽減や効率化に資するよう検討し、電子申請における審査や事務処理に関する留意点をまとめて記載して都道府県に通知した(「令和4年度からの電子申請の導入について(申請種別の一部変更)」(令和5年1月24日付け外務省領事局旅券課事務連絡)を含む各種通知)。		